

# 14 認知症

## 認知症を保障する契約に加入の場合

- 被保険者が保険期間中、責任開始期(契約時・復活時)前を含めて、はじめて約款に定める「器質性認知症」と医師が診断した場合に「認知症診断保険金」の保障対象となります。
  - \* 無配当選択緩和型認知症診断保険などに加入の場合。
  - \* 契約日から90日以内に所定の器質性認知症と診断された場合、認知症診断保険金のお支払いができない契約があります。詳しくはお問い合わせください。
- 被保険者が保険期間中、責任開始期(契約時・復活時)前を含めて、はじめて約款に定める「器質性認知症」に該当し、当社所定の状態が**180日継続**したと医師が診断した場合に「認知症治療保険金(給付金)」などの保障対象となります。

## 約款に定める「器質性認知症」とは

### ○ 保障の対象となるもの(例)

- ・アルツハイマー病の認知症 [にんちしょう]
- ・血管性認知症 [けっかんせいにんちしょう]
- ・パーキンソン病の認知症 [にんちしょう]

### ✕ 保障の対象とならないもの(例)

- ・器質性健忘症候群 [きしつせいけんぼうしょうこうぐん]
- ・軽度認知障がい [けいどにんちしょうがい]

## 所定の状態とは

器質性認知症で意識障がいのない状態において、「時間」「場所」「人物」のうちいずれかが正しく認識できない状態(見当識障がい)であると医師が診断した場合をいいます。

# 15 所定の要介護状態・就業不能状態など

## 介護や就業不能を保障する契約に加入の場合

約款に定める介護を要する状態や就業不能状態に該当する場合に「介護保険金」、「保険料の払い込み免除」や「就業不能年金」などの保障対象となります。

契約の加入時期や商品内容により保障内容が異なります。

## 公的介護保険制度により要介護認定を受けた場合

契約の加入時期	公的介護保険制度による要介護認定
契約日が2014年4月1日以降	要介護2以上 *「保険組曲Best」の軽度介護保険は要介護1以上を保障の対象としています。
契約日が2004年4月2日～2014年3月31日	要介護3以上 *「一生健命(イ・キ・ル)の介護見舞金」、「My介護Best」は要介護2以上を保障の対象としています。
更新日が2004年4月2日以降	要介護3以上
契約日が2004年4月1日以前	保障対象となりません。

## ■ 当社所定の要介護状態・就業不能状態などに該当した場合

約款に定める要介護状態などとは次の①②のいずれかに該当し、その状態が**180日継続**したと医師が診断した場合をいいます。

① 下記5項目の介助が必要な状態\*の程度に応じて判定します。

\* 他の人の助けがないとできない状態。「全部介助」「一部介助」「ほぼ自立」「自立」のいずれの状態か、医師が証明します。



契約の加入時期	所定の要介護状態などの条件
契約日が2014年4月1日以降	要生活介護状態・就業不能状態*1 (「保険組曲Best」の軽度介護保険は軽度要介護状態*2)
契約日が2014年3月31日以前	要介護状態*3 (「My介護Best」は要生活介護状態*1)
更新日が2004年4月2日以降	

\*1 要生活介護状態・就業不能状態とは

「全部介助が2項目」または「一部介助が2項目」または「全部介助が1項目および一部介助が1項目」

\*2 軽度要介護状態とは

「全部介助が1項目」または「一部介助が1項目」

\*3 要介護状態とは

「全部介助が2項目」または「一部介助が3項目」または「全部介助が1項目および一部介助が1項目」

② 器質性認知症で意識障がいのない状態において、「時間」「場所」「人物」のうちいずれかが正しく認識できない状態(見当識障がい)であると医師が診断した場合。

## ■ 「(特定疾病・傷害)早期就業不能給付金」の支払

次の①②③のすべてに該当した場合、「(特定疾病・傷害)早期就業不能給付金」の支払対象となります。

① 次のいずれかを原因とするとき

契約の加入時期が2018年3月31日以前	契約の加入時期が2018年4月1日以降
<ul style="list-style-type: none"> <li>● がん(悪性新生物・上皮内がん・非浸潤性のがん・皮膚がん)</li> <li>● 約款に定める「急性心筋梗塞」*4</li> <li>● 約款に定める「脳卒中」*4</li> <li>● 不慮の事故によるケガ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● すべての病気</li> <li>● 不慮の事故によるケガ</li> </ul>

\*4 詳しくは20ページを参照ください。

② 就業不能状態\*に該当すると医師が診断した場合、または、入院をした場合

\* 詳しくは上記\*1を参照ください。

③ ②の状態が、30日、60日、90日、120日、150日継続したとき